

△資料▽

「明治初年のある公事師の貸金取立旅  
日記—上原和兵衛『陸奥紀行』(明治四年十  
月十四日—明治五年五月九日)の紹介—」

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

はじめに

このたびささやかながら、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会が新しく発足する運びとなった。そこでは同好の会員方がこれまでに行なってきた、ないしは現在行なっている明治期—当面は明治前半期が中心となると思われるが—における民事事の裁判事情についての調査報告や新しい資料の収集・紹介などを通して、広く明治期における民事事裁判の実情を明らかにすることができればと願うものである。研究会として正式に発足するまでには、単身で明治初年の府県裁判所時代「明治五(一八七二)年—明治九(一八七七)年」、当時裁判所なき中国諸県を中心に民事裁判の実情調査を行なっていた。それもやがて最近、民事判決原

本の大学移管という朗報以後、徐々に明治期の主として民事裁判事情に人々が関心を寄せるようになり、次第に裁判所等の裁判記録などへの調査活動が進むに従い、これらの調査結果の情報を公けにしようという気運が高まった。このようにして当面、広島修道大学に研究会事務局を設け、暫定的に筆者が研究会代表をつとめ、研究会事務局をこれ又暫定的に筆者の研究室に設けることとする。今後、研究会事務局を毎年春秋2回程度開くことを念願している。現在までに賛同を得ている研究会々員の名前を以下に掲げる(なお会員資格等の規約については、別に譲る)。以下「あいいうえお」順で敬稱は略する。

石川 寛(広島修道大学法学部助教授・日本法制史)

落合 功(広島修道大学商学部助教授・日本商業史)

加藤 高(広島修道大学法学部教授・民法)

紺谷浩司(西南学院大学法学部教授・民事訴訟法)

椎木緑司(弁護士・広島弁護士会所属)

増田 修(弁護士・広島弁護士会所属) 各氏である。このほかに

草野芳郎氏(広島高等裁判所判事)も特別会員として研究会に参加して頂くことにしている。

つぎにこれから紹介する資料についてであるが、これは増田修会員が去る九月二十四日(火)、本資料の概要を筆者らに口答で報告されたものである。その内容の詳細は資料にゆずるとして、わが国の江戸期における公事宿・公事師—(明治期には民事事裁判

の訴訟補助者たる代言人・代書人・さらに後年の弁護士に一部連なる) — についてはすでに多くの研究成果を見ているが、明治四年の廢藩置県当初における公事師たちの活動の足跡を知ることにはきわめて少く、その意味ではまことに興味深い資料であり、本研究會発足時の研究報告第一号とすることに会員の賛同を得た次第である。

(文責・加藤 高)

### 明治初年のある公事師の貸金取立旅日記

—上原和兵衛『陸奥紀行』(明治四年十月十四日)

明治五年五月九日)の紹介—

増田 修

#### 一 はじめに

ここに紹介する『陸奥紀行』は、著者上原和兵衛が、明治四(一八七二)年十月十五日東京を旅立って青森県七戸に赴き、長興登次郎の山田改一に対する貸金三百兩を訴訟して取立て、その後、箱館見物・恐山参詣をして、明治五(一八七二)年五月九日東京への帰路につくまでの日記である。

明治維新以降、明治五(一八七二)年八月三日「司法職務定制」(『法令全書』明治五年ノ1・四六五頁)が制定されて、代書人・代言人の名称が現れるまでの間における訴訟支援者は、江戸時代からの公事宿・公事師であり、初期の代書人・代言人も、多くは公事宿・公事師の系譜を引く者であったと考えられる。

しかし、吉田正志は、「われわれは、江戸時代の公事宿の系譜上にある明治初年の訴訟援助者の活動実態を教えしてくれる史料を現在ほとんど有していない」し、「研究はほとんどなされていない」といつて過言ではあるまい」という。「司法職務定制」が制定されるまでの間、訴訟支援者の活動実態について報告されている史料は、管見では、茎田佳寿子によって紹介された、明治二(一八六九)年から明治三(一八七〇)年にかけての「下野国那須郡烏山藩領(栃木県那須町)の畑方永納願一件」くらいである。この一件は、烏山藩の百姓総代の依頼を受けて、東京において公事宿池田屋が行った訴訟支援活動であるが、烏山藩と百姓との間のいわゆる行政訴訟である。

そこで、吉田正志の懇みに倣って、現在の民事訴訟に当たる個人間の貸金請求訴訟を記録した、上原和兵衛著『陸奥紀行』を紹介し、明治初年の公事師・公事宿の活動実態解明のための一素材を提供しよう。

この『陸奥紀行』の原本は、「半紙横半、四冊一帙の和本」で、市立函館図書館が所蔵している。活字本は、山崎栄作(十和田市在

住<sup>(2)</sup>が、近世北日本を記録した紀行文を蒐集し、翻刻しているシリーズの中にある<sup>(3)</sup>。山崎は、「史料調査に市立函館図書館に行き、この原本にめぐりあい：読んだところ、明治四年東京を出て函館までの紀行文で、わが青森県の内容が多く、狂歌・俳句・挿絵も彩色であり、興味をひいた：」<sup>(4)</sup>ので自費出版したという。本稿では、山崎の翻刻に基づいて『陸奥紀行』を紹介し、若干の解説を加えることとした<sup>(4)</sup>。

(1) 吉田正志「明治初年のある代書・代言人の日記―『出堺日誌・第三号』の紹介―」(服藤弘司先生傘寿記念論文集刊行会編『日本法制史論纂―紛争処理と統治システム―』、創文社二〇〇〇年)。「出堺日誌」は、明治初年の堺県聴訟課に代書人あるいは代言人として出入りしていた増井源三郎の日記である。

(2) 荃田佳寿子「公事宿から代言人へ」(『日本歴史』491、一九八九年)

(3) 上原和兵衛著・山崎栄作翻刻『陸奥紀行』(山崎栄作一九八〇年)

(4) 山崎栄作翻刻の『陸奥紀行』(活字本)では、原本の変体仮名は原則として現行の仮名に改められ、文章には適宜句読点が付されている。その引用・紹介に当たっては、山崎から借用した原本のゼロックス・コピーと照合して、誤字・脱字などを訂正し、旧漢字は原則として常用漢字に統一した。

「明治初年のある公事師の貸金取立旅日記―上原和兵衛『陸奥紀行』(明治四年十月十四日、明治五年五月九日)の紹介―

## 二 明治初年の地方における民事訴訟

まず、『陸奥紀行』が書かれた頃、地方における民事裁判制度は、どのようなものであったかを見ておこう。

瀧川穀一は、明治四(一八七二)年七月十四日の廃藩置県以前は、各藩と政府直轄地の各府県の知事などが、それぞれの領域内において、民・刑事の裁判権を行使しており、廃藩置県後も、各府県が行使用する裁判権には変更はなかったという<sup>(5)</sup>。

しかし、中央集権的地方制度を創出するための改革は進められ、廃藩置県直後の全国三府三百六県は、統廃合・新置が行われ、明治四(一八七二)年十一月二十二日までに、全国三府七十二県に整理統合された<sup>(6)</sup>。その間、明治四年十月二十八日、「府県官制」(『法令全書』明治四年・三七五頁)が公布され、府県に知事以下参事・典事等を置き(明治四年十一月二日、新置の県知事を県令、権知事を権令と改定、『法令全書』明治四年・三七七頁)、典事以下の職員は、租税・庶務・聴訟の三課に分かれて事務を担当するとした。

明治四(一八七二)年十一月二十七日には、「県治条例」(『法令全書』明治四年・四二〇頁)が制定され、県令・参事など奏任以上の上層人事権は太政官が掌握し、かつ、県令が中央の主務省に稟議して許可を得て処分すべき事項と地方庁限りで専任施行できる事項を区別し、中央政府は重要事項に対する広範な指揮命令権を掌握した<sup>(7)</sup>。県治職制としては、典事に県庁の事務を庶務課・聴訟課・租

税課・出納課の四課に分けて担当させ、聴訟課は「県内の訴訟を審聴し其情を尽し、長官に具陳し及県内を監視し罪人を処置し、捕亡の事を掌る。」と規定された。「県治条例」は、明治八（一八七五）年十一月三十日、「府県職制並事務章程」（法令全書）明治八年ノ一・七六九頁）制定により廃止されるまで存続した。

加藤高は、この「県治条例」が施行されていた期間、「大部分の県においては、県令など県長次官クラスが、裁判上では、当然に裁判長でもあり、聴訟課配置の下僚たる属官が民（刑）事々件の書面審査や事実審理等を担当していたと推測される。」<sup>8)</sup>という。

七戸藩は、明治二（一八六九）年五月に成立したが、版籍奉還により七戸県となった。<sup>9)</sup>明治四（一八七二）年九月四日、斗南・七戸・八戸・黒石・館島の五県が、弘前県に吸収合併されて弘前県となり、九月二十三日には、県庁を弘前から青森に移し、県名を青森県と改称した。弘前県の初の大参事には、九月五日野田豁通（熊本藩出身）が任命され、十月二十一日着任し、十一月二日職制改正により青森県権参事となり、青森県庁の開庁式は、十二月一日野田権参事の手によって行われた。青森県権令には、十一月七日菱田重禧（大垣藩出身）が任命され、十二月二十九日着任した。<sup>10)</sup>

青森県においては、明治四（一八七二）年十一月八日、民事堂が設置され、五課（租税・聴訟・庶務・出納・営繕）と六支庁（弘前・福山・田名部・八戸・七戸・五戸）を総括することになった。聴訟課は「聴訟・断獄・徒囚・捕亡ノ事務ヲ掌リ、刑律ヲ審閲

ス。」と定められ、支庁は「管村定例ノ事務ヲ掌リ、大事ニ関係ノ事件及ヒ新規ノ事件ハ其趣旨民事堂ニ伸達シ、決ヲ乞テ後執行スヘシ。但非常ノ事件ハ此例ニ非ス。」とされている。<sup>11)</sup>

(5) 瀧川毅「日本裁判制度史論考」（信山社一九九一年）・一〇二頁

(6) 大霞会編『内務省史』第二卷（地方財務協会一九七一年・原書房一九八〇年）・四六頁

(7) 前掲『内務省史』第一卷・五二頁

(8) 加藤高「明治初年代、府県裁判所異聞（一）―広島県裁判所を中心として―」（『修道法学』22―1・2合併号、二〇〇〇年）・五六頁

(9) 七戸町史刊行委員会編『七戸町史』3（七戸町一九八五年）・四三―四五頁

(10) 青森県議会史編纂委員会編『青森県議会史』自明治元年至明治二十三年（青森県議会一九六二年）・四三―六一頁

(11) 青森県史編纂近代部会編『青森県史』資料編・近代1（青森県二〇〇二年）・二三―二四頁・五一―五二頁

### 三 『陸奥紀行』の概要

上原和兵衛は、明治三（一八七〇）年十月、海老屋重兵衛と共に、長興登次郎が山田改一に対して貸付けた金三百兩を取立るために、東京から七戸に赴いている。しかし、改一は手元不如意のため、

元金の弁済を受けることが出来なかつたので、交渉の末、同年十二月、利息・往來入費・宿料の支払いを受け、佐藤文平を請人（注、保証人）に加えて、明治四（一八七二）年三月まで弁済期日を猶予している。ところが、改一は猶予した期日が来ても弁済しないので、和兵衛は寺嶋新助と共に再度七戸に向いて訴訟の上、貸金を回収したのが、この『陸奥紀行』である。

『陸奥紀行』は、四冊に分れている。第一・第二冊は、東京から七戸に至る道中記であるが、第一冊では盛岡の鍵屋定八、第二冊では三戸の茂市屋忠八に対して、約定の金子を支払うよう交渉している。第三冊には、旅の目的である七戸の山田改一相手の貸金請求訴訟が記録されている。第四冊は、改一から貸金取立に成功した後、箱館を見物し、恐山に参詣した紀行文である。

## 1 『陸奥紀行 一』

第一冊は、「明治四未年寺嶋同道二而奥州へ趣事」と題する、東京から盛岡までの紀行である。著者上原和兵衛は、明治四（一八七二）年十月十四日、神田明神へ参詣し、翌日は浅草観音へ参詣して、同道の寺嶋新助および道連れである清水屋弥兵衛（注、通塩町海老屋重兵衛方に逗留）の三人連れで、奥州街道を北へ向かう。草加宿に泊まり：宇都宮で清水屋に別れを告げ大田原宿に泊る。：郡宿を出て出羽路に迷って引返して白石駅で宿を取り：仙台から塩釜明神参詣、松島見物をした後：同年十一月二日、盛岡呉服町徳

田屋正八方に着く。同月二十二日まで逗留して、鍵屋定八に「引合之通り金子」を請求するが違約して支払ってもらえず、路銀にも差支える状況となる。

## 2 『陸奥紀行 二』

第二冊は、「盛岡立出て陸奥七戸へ趣事」と題する、盛岡から七戸までの紀行である。和兵衛と新助は、道連となった出羽屋専蔵と、明治四（一八七二）年十一月二十三日、盛岡を出立して七戸に向かった。沼宮内宿で、主人に足袋を干して貰っているうちに焼けてしまう：一ノ戸宿に泊まり、福岡駅で専蔵は鶴一羽を買求め：同月二十五日、三ノ戸の茂市屋忠平方に着く。倅の忠八に、用立てた金子を催促したが返答はなく、やむを得ず逗留して、専蔵が買い求めた鶴を雑煮にして食した。改一の借金の請人佐藤炭蔵とも談示したが、今は用事があり都合が悪いので、御用の節は飛脚で知らせて貰えばすぐに出向くという返事であった。忠八からは、同月二十七日にわずか三分金を返してもらったに過ぎなかつた。：同月二十八日、七戸本町盛田与左衛門方に到着し、翌日専蔵は、野辺地経由で箱館に向かつて旅立った。

和兵衛と新助は、山田屋新七こと改一と話合いをするが、請人佐藤屋文平に請求すべきで、自分は関係がないという。文平も、今年三月の弁済期日に待っていたが、押詰って取立に来られても時節柄迷惑であるなどと、言を左右にして応じない。路銀は尽き

て、新助は目利安襦袢を五百文で売払い、和兵衛は宿の主人から四両貸してもらふ羽目になる。遂に、和兵衛は薬罐屋手代、新助は長興の代人と取極め、出訴する決心をしたが、空しく年は暮れていった。日記は、十二月二十四日の日付で終わる。

3 『陸奥紀行 三』

第三冊は、「明治五壬申二月、七戸山田改一相手取訴訟之事并逗留中」と題する、貸金取立訴訟と盛田屋滞在中の日記である。

明治五(一八七二)年二月十二日四つ時(注、午前十時)、寺嶋新助は長興登次郎の代人(注、代理人)として、山田改一を相手とする願書(注、後記〔史料二〕訴状)を、盛田与左衛門倅良助差添で、市長(注、七戸の末端役人の名称)盛田安兵衛に差出した。直ちに呼出された改一は、長興から借用した金子は一昨年十二月野辺地の佐藤屋文平が引請け、しかも、右金子は薬罐屋へ振向けられたので、自分は関わりがないと主張した。そこで、役人達は、八つ時(注、午後二時)頃、新助を呼出し、文平は支配違いであるので、先ず、野辺地市長に願出するべきであるとして、願書は下げ戻された。

和兵衛と新助は、宿の主人与左衛門に相談したところ、「直々県長へ差上候而も宜敷御座候得共、一旦市長へ差出置。町役人衆之顔を立置候へば、後日之為二も宜敷、此上ハ文平之掛合專一之よし申呉候也。」という。しかし、文平は、様子を窺うだけで埒が明かない。

二月二十八日、和兵衛は七戸支庁宛の願書(注、後記〔史料二〕訴状)を書いたが、七戸支庁長官は、青森へ出張するなど留守がちであった。ようやく長官が帰着したというので、三月五日四つ時、与左衛門差添で出訴したが、長官の出座はなく、次役が訴状を見て、追って沙汰をするから、今日は引取るようにという。

三月十八日、文平と五戸の藤田善兵衛が宿に来て、昨日改一と文平は県から呼出を受けて吟味を受けたが、改一は「五戸善兵衛と申者より東京海老屋十兵衛、薬罐屋和兵衛両人之者へ貸金有之趣に付、善兵衛より右金子私暫時備請、右を以済方可致積り。」と答えたので、長官からそれなら早々と示談をするよう仰付けられたという。しかし、重兵衛・和兵衛は、善兵衛に対して借金はないので、口論となり示談どころではなかった。

三月二十日、上原和兵衛と寺嶋新助は、宿の主人盛田与左衛門から、今、役所から呼出があったと告げられ、三人で急ぎ出頭し、小使部屋に控えた。そこへ、山田改一と藤田善兵衛もやってきた。審理は、次のように進化した(注、後記〔史料三〕審理)。

(1) 玄関広間へ七戸支庁長官が出座し、外に役人一人、捕亡(注、罪人を逮捕する役人)一人が居並び、まず、善兵衛一人を呼込んだ。

① 長官が、善兵衛に対して、「其方昨日願書差出候趣ハ、東京十兵衛(注、重兵衛)、和兵衛へ貸金有之趣。然るに、此度新助、和兵衛両人之者、願書候義ニ取からみ候義、如何之筋」

と仰せられたので、

② 善兵衛が、「何か御答申上候処」、

③ 長官は、「其義ならバ、斗南役人より願書可申答、其方之願べく筋二無之差越しと申者也。斗南役人之証書もなく、就而ハ五戸出張所より之添書なければ、取上がたし」と仰せられた。

④ そこで、善兵衛は、「何か小声にて申上候様子」であつた。

⑤ 然るに、長官は、大音で「願ニ寄而ハ、其方義、一応吟味いたす筋も有之候得とも、支配違之者故捨置也。早々下がれ」と仰せられて、願書は下げ戻された。

これには善兵衛は、青くなつて小使部屋へ下りた。改一は、部屋に控えて様子を伺がっていたが、善兵衛から始末を聞いて、思惑が外れたので、只、眼をばちく／＼していた。そこへ、捕亡が来て、善兵衛が煙草を呑もうとする処を追立て、また、改一にも善兵衛を引連れて早々帰り、止宿させて置ことも許さないで、早速追払うようにと申付けた。こうして、兩人とも、ほう／＼の体で帰って行つた。捕亡方は、兩人が門外へ出るまで、跡をにらみ、姿が見えなくなつたところで、座敷へ帰り重役へ報告していた。

(2) 次に、和兵衛、新助および与左衛門が、呼込まれた。

① まず、次席の役人が、「長興登次郎ハ帰商致候歟、士族歟、貫属かと」と仰るので、

② 新助が、「貫属ニ御座候」と答え申上げた。

③ また、次席の役人が、「登次郎は「何役を勤在る」と仰るので、

④ 新助は、「当時御役ハ不仕」と申上げた。

⑤ また、次席の役人が、登次郎の「住所ハ」と御尋になるので、

⑥ 新助は、「靈岸島ニ住居仕候。私義ハ、第九区神田元柳原町十式番地ニ住居仕候也」と、答え申上げた。

⑦ 次に、次席の役人は、「和兵衛義ハ」と、御尋になつた。

⑧ 和兵衛は、「信州松本出生之者ニ御座候。大伝馬町、薬罐屋市右衛門方ニ勤仕居候」と答え申上げた。次席の役人は、これら聞き取つたことを一々記録されていた。

⑨ 更に、次席の役人が、「善兵衛義、十兵衛、和兵衛へ貸金有之誼申出るなり、何等之筋哉」と御尋になつたので、

⑩ 和兵衛は、「其義、私、十兵衛一昨年当国へ罷下り候節、斗南様商方御役人新井様、鈴木様被仰聞ニは、商法相立申度趣、重兵衛へ御談示有之。其許兩人骨折呉候上は、利分高之内に而、式分方兩人之者へ可遣。依而、只今、千五百両金有之ニ付、東京ニおゐて右を差金ニいたし、四五千両之品物送り呉候ハ、早速此方よりも国産を積登セ可申。然る上は、双方之弁利なる事なりと、被仰聞候ニ付、御請申上。依之、鈴木様御登りニ相成。其節、善兵衛儀は供いたし参り。然る処、右商法取組咄し致し置候処、延引いたし候趣、幸ひ、此度三

- 戸より、大坂屋瀧四郎と申商人登り来り候二付、此者と同道いたし商法不致間、其方引合候義ハ、相断可申と仰在りて御断二相成。其節、善兵衛義は御暇二相成候。然る処、善兵衛申二は、旦那様を暇二相成居処、無之趣申二付、止宿為致置候処、私儀、金子百両所持致し居候間、何卒品物世話いたし呉候様申二付、懇意之店へ咄し致、相断取極り候処、善兵衛申二は、只今、手元ニ金子無之お屋敷様ニ有之候間、品物持参之上ならでハ、金子請取ニ参る事出来がたく杯と申二付、右商内はだんニ相成、私義も、迷惑いたし居候。然るに、善兵衛義帰国いたし度候得ども、路金無之、難澁之趣申二付、其節、五両金貸遣し候義ニ而、彼より沓銭も借用は無御座」と申上げた。それを、次席の役人は、書留められていた。
- ⑪ 次に、長官から、「一体、此金子ハ何等之入用と申て借りニ参り候哉」と御尋があつた。
- ⑫ 和兵衛は、「山田改一と申者ハ一切存知不申候処、盛岡鍛冶町ニて鍵屋定八と申ハ、兼而知り人ニ有之候処、同人を以、申向候二ハ、七戸山田屋新七ト申者、此度、一かたならぬ義出来、金子三百兩是非とも入用ニ付、貸被下度。身元ハ慥之者ニ而、家屋敷田畑共書入ニ為致可申。沽券は国本ニ有之候得は、地頭所、会計方之奥印を以、慥ニ御引請可申候間、貸遣し被下度、頼むニ付、相違ノ義も有之間敷と存じ、貸渡し候」と御答申上げたところ、
- ⑬ 長官は、「何等之儀ニ遣ひ候哉」と御尋になるので、
- ⑭ 和兵衛は、「金子之義ハ、何等之筋ニ遣ひ候事ハ、一切弁ひ不申」と御答申上げた。
- ⑮ そうしたところ、長官は、「証文持参在るや」と御尋になつた。
- ⑯ 和兵衛は、「持参仕居候也」と申し上げ、「証文并ニ文平之証紙とも」差出した。
- ⑰ 長官は、御一覽あつて、「箱石之直筆なり」と、さ、やく御声が聞え、「是迄、何故手間取逗留ニ相成候哉」と、御尋になつた。
- ⑱ 和兵衛は、「改一義は不法を申募り取敢不申。文平義ハ度々掛合ニおよひ候得共、終ニ他行いたし出向呉不申。善兵衛義は横合より難題を申掛ケ、彼ら三人ニ而、事を工ミ(注)企み馴合居。段々逗留ニ相成不得止事。御上様へ御厄介ニ相成恐入候也」と申上げた。
- ⑲ そして、長官は、「種屋炭蔵と申者如何」と御尋になつたので、
- ⑳ 和兵衛は、「本書証人之義ニ付、度々掛合ニおよひ居。尚又、先達而、態、飛脚を以、申遣候処、何れニも御同意可仕と申而、則、書状持参仕居候」と申上げた。
- ㉑ 長官は、ことの顛末を聞き終わつて、「改一、文平早々呼出し吟味いたし、濟方申付る」と仰つた。

②② そこで、和兵衛は、「難有、御札」申上げた。

②③ 更に、長官から、「外に売用在ッて下り居候哉。また、始めてなるや」と御尋があつたので、

②④ 新助が、「外ニ売事無御座一件而已ニて罷下り、私義ハ此度初而ニ御座候。和兵衛義は一昨年十兵衛同道罷越候」と申上げた。

②⑤ そうしたところ、長官は、「其方十兵衛ニは何ニ当る」と御尋になられたので、

②⑥ 新助は、「縁合(注、親類)ニ御座候」と申上げた。

②⑦ 長官から、始終御尋があつて、「扱、其方とも東京よりはるく遠路之処罷下り、不斗長逗留におよび、嘸、難儀ニ及び候わん」と御言葉を掛けてくださったので、

②⑧ 両人とも「難有、泪ニ言葉出ず、只、平伏して御請」申上げた。

②⑨ そして、長官は、「宿与左衛門」と仰つて、「其方義、東京之客人土地馴ず、又善兵衛不法之義申出候も難斗、其方ずひぶん心附可遣、若不法申出手ニ余り候ハ、早速申出べく。尚又、其方逆も東京へ罷登り候得は、また世話なり御互之事ニ候間、随分気を附可遣様」と仰渡され、「追て沙汰いたすべく、今日ハ引取べく」と仰られたので、

③⑩ 和兵衛、新助、与左衛門は、「難有、御請申上、引取帰りける」という次第となつた。

以上のように、長官は、まず、善兵衛の重兵衛・和兵衛に対する訴訟は、斗南役人の証書もなく、五戸出張所の添書もないので却下した。次に、和兵衛・新助が呼込まれて、次席の役人から、氏名・住所などの人定尋問があり、善兵衛から訴訟を起こされた経緯、改一に対する貸付の経緯について聴取された。その後、長官から、借金の目的、取立に日時を要した理由などについて尋問があつたが、両名はいづれも淀みなく答えた。そして、長官は、和兵衛らが提出した証文に七戸藩会計方箱石忠蔵直筆の奥書があるのを見つけて、改一と文平を早々に呼出して吟味し、弁済するように申付けることになつたのである。

その日の七つ時(注、午後四時)頃、与左衛門が役所から呼出されて、出頭したところ、改一と文平を呼出し、今日明日中に弁済するように申付けたが、晦日まで延ばして欲しいというので、それまで待つようになつたことであつた。

三月二十九日、役所から呼出があり出頭したが、長官は不在で、官員三浦清一外一名が出席した。改一は、元金と利息を差出した。しかし、一昨年十二月に利息を支払って弁済を猶予して貰つたときの約束では、元利を以て証書引替に払えばよいと認めていると主張して、約定の往來入費と宿料は支払おうとはしない。役人は、改一を持って余して裁判できず、改一は元利金を持って帰つてしまった。その日の夕刻、与左衛門が、市役所から呼出されて出頭すると、市長は、役所から改一を説得するよう指示があつたので

話合つたが、改一は往来入費と宿料を出す気配はなく、最後に市役人衆の顔に免じて五両差出すといつて帰ってしまったので、市長は役所にその旨断わりに行つたという。

四月十日、役所から呼出があり、出頭したところ、長官から次の様な話があつた。

「先般改一呼出し入費早々濟方申付候處、背其意。就而ハ、外ニ詮儀之筋も有之二依而、同人ハ入牢申付置候なり。濟方之義ハ、兄野辺地町徳二郎へ申付、昨日呼出し申付候處、同人答ニハ、半金ニ而勘弁致シ呉と申ニ寄り、其儀難出来旨申付候也。然るニ、徳次郎申ニハ願人え相歎き自談いたし度旨申ニ付、其儀差図ハ不致と申遣し候得共、自然其方へ参り、県之差図なりと申出候も難斗。依而、為急、今日呼出し其儀申置候なり。」という。

案の定、夕刻、市役所から与左衛門が呼出されて行くと、野辺地町野村屋徳次郎から、改一には度々出金し、今回も、元利金を持たせてやつたが濟方に出来ず、難渋しているので、入費は半金で勘弁してくれという。夜になると、市長副福田善八が来て、徳次郎が可哀想だから、半金で勘弁してやつて欲しいという。和兵衛は、宿料には湯銭・髮結銭・酒肴料は入つておらず、往返入費も戻り馬にも乗ることも出来ず、弁当を持参して行くだけの見積であつて、何の掛値もない旨説明し、更に、この貸金によつて改一が東京で入牢するのを助かつたのであるから、厚く礼を述べて返すべきものであると、飛龍丸船の始末を話した。善八は了

解して、自分が訪ねて来たことは、県には内分にして欲しいといつて帰つた。

四月十二日、野村徳次郎から、今日弁済するという使いがあつた。そこで、和兵衛と新助は、役所へ罷出て、三浦の出席のもとに元利金・往来入費・宿料を含めて全額金四百四十六兩三分の弁済を受け、濟口証文(すみぐち)(注、後記「史料四」)濟口証文を認めて、与左衛門から差出した。受領した金四百四十六兩三分の内訳は、元金三百兩、利息金五十六兩一分(元金二十兩につき月金一分の利息、明治四年一月、明治五年三月分。但し明治三年十二月分までの利息は前回受領済)、往来入費金二十五兩、宿料金六十五兩二分(一日一人当たり銀十五匁、二人分、明治四年十一月二十八日、明治五年四月十一日、日数百三十一日)である。

四月十三日、宿料その他の勘定金六十四兩三分一朱六十七文を支払い、宿の者達への心付けとして、盛田与左衛門へ茶代金五兩、内儀・老母・倅良助・娘れい・倅岩次郎へ各金一兩、下男へ金一分、出入お岩のアップバーへ金二朱を渡した。

#### 4 『陸奥紀行 四』

第四冊は、「四月十五日吉日ニ付恐山へ参詣七戸出立之事」と題する、旅日記である。明治五(一八七二)年四月十五日、和兵衛と新助は、宿の倅良助を引連れ、恐山参詣に出かける。十七日横浜から舟に乗るが、嵐に翻弄されて散々な目に遭うなどして、

やつと二十日に箱館に着く。箱館では、知合いの東京商社渡島屋で海老屋おさだに逢い、南京屋小三郎方で旧冬同道した出羽屋専蔵に出会い、市中見物をして過ごした。二十六日箱館を舟で発つて奥戸に着き、二十九日恐山に登り、五月二日七戸の与左衛門方に帰着。五月九日八つ半時（注、午後三時）、東京へ向けて出立し、暮れ方、三本木の吉野屋甚三郎方に着いた所で、この日記は終わる。

#### 四 『陸奥紀行』の解題

『陸奥紀行』には、廃藩置県によって近代化の第一歩を踏出したが、代言人・代書人も未だいなかった明治初年、江戸時代の公事師・公事宿の系譜を引くと思われる訴訟支援者が、青森県七戸支庁において訴訟した様子が、生々しく描かれている。ここでは、『陸奥紀行』に登場する訴訟関係者を中心に解説を試みた。

#### 1 貸主側

貸主の長興登次郎は、元鍋島藩の東京府貫属で霊岸島に居住しており、寺嶋（寺嶋とも表記）新助は、長興の代人と名乗り、東京府第九区神田元柳原町十二番地に住み、同じく代人の上原和兵衛は、信州松本出生で、大伝馬町薬罐屋市右衛門方に勤務していると称し、画号を永光という。

貸主としては、東京から遠く七戸まで出向いて、三百両という

貸金の取立をしてもらうのであるから、その道に精通した者に依頼するであろう。和兵衛は、明治三（一八七〇）年十月、海老屋重兵衛（十兵衛とも表記）と共に、改一に対する貸金取立のために七戸に来て交渉し、十二月には利息・往来入費・宿料の支払いを受け、佐藤文平を請人に加え、明治四（一八七二）年三月まで弁済期日を猶予している。今回の取立では、先ず新助が願書を七戸市長に差出し、それが差戻されると、次ぎに和兵衛が七戸支庁への願書を自ら書いて受理され、七戸支庁長官の和解勧告を受けて全額回収し、済口証文を提出している。また、和兵衛・新助兩人とも、役所における取調に対して、なんら臆するところ無くすらくと答えており、訴訟馴れしている様子が見える。

公事宿・公事師の研究については、瀧川政次郎『公事師・公事宿の研究』（赤坂書院一九八四年）を始めとして、南和男、荃田佳寿子、服藤弘司、塚田孝、保谷七緒美、高橋敏、相見昌吾、岩城卓二らの論文・著作があるが、それらに描かれた公事宿・公事師の活動に照らしてみても、和兵衛と新助を公事師と考えて差支えないであろう。

ところで、和兵衛は、明治四（一八七二）年十二月十八日の日記に、「是よりハ我等ハ薬罐屋手代なり。寺嶋は長興の代人なりと取極。夫ハ夫、是ハ是と決心いたし。∴出訴いたすべく心得、相談して、今宵も空敷、休ミける。」と書いている。また、明治五（一八七二）年三月十八日には、宿の主人が部屋にきて、「此上御呼出

し二相成候とも、上原さまハ別之事ニいたし、寺島さまハ長興様之御代なれハ、聊、御差構無之本始末御所持なれハ、其旨御答可被成。然る上ハ、御上様ニ而も、夫ハ夫、是ハ是と御扱可被下と心添へいたし呉」という。和兵衛らが、長興の代人として訴訟することについて、このように思案を巡らしたのは、公事師が公然と訴訟の代人となることは、江戸時代は認められていなかったからである。

和兵衛が、代人として認められたのは、長興の改一に対する貸金が、葉罐屋に振向けられたと改一自身が自認していたからと思われる。すなわち、和兵衛は、葉罐屋に勤めていると称しているが、主人のために代人となって取立てることは許されていた。そして、本件訴訟では、証文は長興が持っているもので、和兵衛が長興の代人となることも認められたのであろう。新助は、市長に対する最初の願書の代人が新助単独名義であるように、長興家の者として振舞ったから、問題は生じていない。

明治三(一八七〇)年十一月二十八日に制定された「府藩県交渉訴訟准判規程」(『法令全書』明治三年・五一八頁。明治四年六月二十二日改正『法令全書』明治四年・二五七頁。明治六年七月十七日廃止『法令全書』明治六年ノ一・三三〇頁)は、府藩県にまたがる訴訟を府藩県において裁判するときの規程であるが、それは同時に、各府藩県における裁判の規律とも考えられるという。<sup>(13)</sup>そこでは、訴訟は原則として本人に限っているが、親族その他の代人を認めており、遠国の者が

滞留地の士民と争論を生じた場合は、「旅宿主人又は其地親族」の差添を認めている。この規程に準拠しても、和兵衛と新助を長興の代人、宿の主人と左衛門とその息子良助を差添と認めることは相当であったと思われる。

## 2 借主側

借主の山田改一(天保二年生・明治三十二年没)は、野辺地の野村新八郎の子で、七戸の商民山田与吉の養子となり、明治十二(一八七九)年一月府県会規則による第一回県議会公選のときから、四期連続して県会議員に当選し、明治十三(一八八〇)年常置委員設置とともに委員となり、明治二十一(一八八八)年二月まで連続して選任され活発に発言していたが、明治二十三(一八九〇)年十月議員を辞した。七戸町においては、同じく県会議員なども務めた工藤鞆郎(士族、地主・牧畜業)を御大とする一政治集団の中心人物であったという。<sup>(14)</sup>

また、幕末・明治初年の七戸の富者番付は、船木屋(山本儀兵衛)、浜中屋(浜中幾治郎)、盛喜(盛田喜平治)、山勇(山本勇吉)、米与(米沢与助)、角屋(盛田庄兵衛)、山与(山田改二)の順であったという。<sup>(15)</sup>しかし、改一は、明治初年頃は金銭的に窮して、兄野村徳次郎(徳二郎とも表記。後に、新八郎を襲名、野村家分家「立鼓二」を継ぐ。文政十年生・明治十三年没)から度々金を借り、迷惑を掛けていたようである。本件訴訟でも、無理な主張を次々と繰出して、引延ばし、減額さ

せ、あわよくば支払いを免れようとしているが、結局は、またも徳次郎に弁済してもらっている。

嘉永五（一八五二）年の『大坂御仕送御用御国産御用大豆御勘定控帳』には、「式千俵 大坂安土町 上野屋徳蔵船 飛竜丸 伝三郎（注、船頭）」と、野辺地湊から大阪へ大豆を積出した上野屋の持船飛竜丸が見える。<sup>(16)</sup> 改一が長興から借金したのは、「飛竜丸船之始末」のようであるが、この飛竜丸は上野屋の飛竜丸を指しているであろうか。

なお、山田改一の履歴と親族については、豊田穰『母ふたりの記』（三笠書房一九八〇年）に詳しいが、本件訴訟については触れていないし、兄徳次郎の名前は出てこない。<sup>(17)</sup>

請人の種屋（佐藤とも表示）炭蔵は三戸の人、佐藤屋（佐藤とも表示）文平は野辺地の商人であるが、その他のことは不明である。

### 3 宿

和兵衛らが止宿した宿の主人、盛田与左衛門政泰（天保元年生・明治十二年没）は、実家は下北郡田名部（むつ市）の佐藤家の人であるが、明治五（一八七二）年本姓に復し、石田準三と改めた。石田家は、石田三成の遺子という石田政治の子政三が初代となって始まり、準三はその十三代という。同家は、代々七戸宿老を勤め、宝暦六（一七五六）年別家の石田喜右衛門広治が盛田姓を許された数ヶ月後に、同じく盛田姓を許され、盛田与左衛門と名乗った。<sup>(18)</sup>

南部藩において、番所通行の際に、宿泊した宿の照合などに使用された「判鑑」には、商人宿・往来宿・馬喰宿の区別があるが、その中に「七戸通 本町 商人宿 盛田与左衛門」とあり、与左衛門方は商人宿であった。<sup>(19)</sup>

与左衛門の長男良助（安政三年生・昭和十二年没）は、幼にして神童と称され、明治三（一八七〇）年十五歳の時、七戸藩大参事新渡戸伝に見出されて藩御用見習となり、明治十一（一八七八）年開拓使出仕、明治十六（一八八三）年大蔵省で開拓使事業報告の編纂に従事するなどして、晩年七戸に帰り七戸教会を牧し、郷人にキリスト教を伝道し、禁酒を説いて飽くことを知らなかったという。<sup>(20)</sup>

七戸藩においては、藩と領民との中間にあるいわゆる村方役人として、七戸通などに、南部藩の時代から下級警察権を持った検断とその諮問に應ずる宿老が置かれていたが、明治四（一八七二）年九月十九日、検断を市長、宿老を市長副と改称した。市長・市長副の職務は、「市長の儀ハ惣市之長ニシテ惣市中人員を支配し、善悪曲直を糺し、諸事取締市中一般之事務ヲ取扱候事」であり、「市長副ハ市長ノ副ニシテ市長同様可為所務事」というものであった。そして、市長宅を以て、市役所とした。本件訴訟当時の市長は、大塚屋盛田安兵衛であり、市長副は、盛田与左衛門、船木屋山本儀兵衛、浜中屋太物店浜中幾治郎、大塚屋酒造業店盛田喜平治、福田屋・質屋万屋福田善八、糶屋農家小原甚兵衛であった。この市長・市長副、庄屋・名主などは、明治五（一八七二）年四月

〔明治初年のある公事師の貸金取立旅日記―上原和兵衛「陸奥紀行」（明治四年十月十四日、明治五年五月九日）の紹介―

九日に廃止され、戸長・副戸長という行政官吏が置かれた（法令全書「明治五年ノ一：八八頁）。七戸村は、第三区に編入され、戸長島山義章（士族）、副戸長工藤轍郎・米内山半藤（元大肝入）となった。<sup>21</sup>

上原和兵衛は、盛岡の鍵屋定八の紹介で、明治三（一八七〇）年十月盛田与左衛門方を宿として、同年十二月までの間、山田改一と貸金取立の交渉をしている。そして、宿の主人与左衛門は、本件訴訟に当たって、和兵衛に対して適切な助言をし、差添として出訴し、役所からの呼出を受け、役所へは付添って出頭し、示談の交渉を取持つなど、公事宿としての業務を苦もなく行っている。与左衛門の商人宿は、江戸時代から公事宿を兼ねていたので、差添の役をこなすことが出来たのであろう。

#### 4 役所

本件訴訟において、最初の願書は、七戸市長と市長副宛に提出された。これは、市長が、検断と称された頃から、民事訴訟を審理していたことを示している。本件訴訟では、改一が、借金は野辺地の佐藤文平が引請けて、自分は関係がないと強硬に主張するので、市長は、改一を説得するのは困難と判断し、文平は支配違いであるとして、願書を下げ戻している。当時、市長の職務は「惣市中人員を支配し、善悪曲直を糺し、諸事取締市中一般之事務ヲ取扱候事」とされてはいるが、「聴訟の事務」は民事堂の聴訟課が掌ることになっていた。そこで、市長は、支配下にある者を相手

とする事件で、裁断（注、判決）に至る前に、示談によって解決されるような事案に限って、裁判していたのであろう。

次の願書は、青森県七戸支庁宛に提出された。七戸支庁の管村は、北は有戸村から南は相坂村まで、および海岸通は百石村から泊村までの各村であつて、野辺地・七戸を含んでいる。<sup>22</sup>そして、支庁は、管村定例の事務を掌るとされており、「県治条例」が定める「県内の訴訟を審聴」することも出来る<sup>23</sup>と解されていたのであろう。願書は受理された。七戸支庁長官は、審理のうえ、約定の往来入費・宿料を免れようと強弁する改一を牢に入れ、野辺地の兄野村徳次郎を呼出して、示談により全額弁済させた。裁断であれば、民事堂に申告して県（権）令の裁決を経る必要がある<sup>24</sup>。

当時の七戸支庁長官は、宗村光徳であった。宗村は、「官員履歴」によると、熊本県出身の白川県貫属士族で、癸酉三十五歳（注、明治六年三十五歳）、明治四（一八七二）年十月七日青森県十一等出仕、同年十一月三日七戸支庁長官、明治五（一八七二）年正月青森県権大属、同年七月十七日青森県大属、明治六（一八七三）年四月十九日依願免本官とある。長官補助の三浦清一は、弘前県出身の青森県貫属士族で、辛未二十八歳（注、明治四年二十八歳）、明治四（一八七二）年十一月十四日青森県十四等出仕、明治五（一八七二）年正月二十六日青森県権少属・七戸出張所詰、明治六（一八七三）年三月十二日免本官とある。<sup>25</sup>

(12) 南和男「江戸の公事宿(一・二)」(『国学院雑誌』68—1・

2、一九六七年。後に、『幕末都市社会の研究』、塙書房一九九九年に収録)。服藤弘司「近世民事裁判と『公事師』」(大竹秀男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配』高柳真三先生頌寿記念、有斐閣一九八四年)。荃田佳寿子「内済と公事宿」(朝尾直弘他編『日本の社会史』第五卷・裁判と規範、岩波書店一九八七年)。塚田孝「訴訟と公事宿—江戸浅草・新町宿の事例から—」(『週刊朝日百科日本の歴史』別冊・歴史の読み方6 文献史料を読む・近世、一九八九年。後に、及川武宣編『歴史の読み方』朝日百科日本の歴史・別冊、朝日新聞社一九九二年、「身分論から歴史学を考える」、校倉書房二〇〇〇年に収録)。保谷七緒美「江戸の宿仲間の基礎的研究—旅人の止宿をめぐる諸問題の分析から—」(『論集さんせい』13、一九九一年)。高橋敏「江戸の訴訟—御宿村一件顛末—」岩波新書(岩波書店一九九六年)。相見昌吾「内済論(付歴史学小論文集・近世)」(驢馬書房一九九七年)。岩城卓二「近世中後期の村社会と郷宿・用達・下宿」(藪田貫編『社会と秩序』民衆運動史・第三卷、青木書店二〇〇〇年)

(13) 開国百年記念文化事業会編・石井良助著『明治文化史』第二卷・法制編(洋々社一九五四年)・二二三—二頁

(14) 前掲『青森県議会史』自明治元年至明治二十三年・八二四—八二五頁。青森県人名事典編纂室編『青森県人名大事典』(東奥日報社一九六九年)・六七六—六七七頁

「明治初年のある公事師の貸金取立旅日記—上原和兵衛『陸奥紀行』(明治四年十月十四日—明治五年五月九日)の紹介—

(15) 前掲『七戸町史』3・二五四頁

(16) 野辺地町史編纂刊行委員会編『野辺地町史』資料編・第十三集(野辺地町一九九四年)・九頁・一三〇頁

(17) 豊田穰「母ふたりの記」(三笠書房一九八〇年)。後に、『豊田穰 文学／戦記全集』第十一卷(光人社一九九一年)に収録

(18) 前掲『青森県人名大事典』・三九頁・六五八頁

(19) 野辺地町史編纂刊行委員会編『野辺地町史』通説編第一卷(野辺地町一九九六年)・五四—四頁

(20) 前掲『青森県人名大事典』・四二頁

(21) 前掲『七戸町史』3・二二八—二四〇頁

(22) 青森県文化財保護協会編『青森県歴史』第一卷(青森県文化財保護協会一九六七年・国書刊行会一九八三年)・一八三—一八五頁

(23) 青森県文化財保護協会編『青森県歴史』第三卷(青森県文化財保護協会一九六八年・国書刊行会一九八三年)・一五四—一五五頁・一九七—一九八頁

## 五 おわりに

### 1 『陸奥日記』の意義と今後の課題

『陸奥紀行』は、狂歌・俳句・彩色の挿絵を交えて、その時々  
の思いや、訪れた土地の風物・民俗などが書留められているので、  
従来は、貸金取立の経緯よりも、当時の姿が描かれた紀行文とし

て関心が持たれ、そのような観点から紹介されてきたが、法制史研究の視点から紹介されることは無かつたようである。

『陸奥紀行』における旅行の目的は、山田改一から貸金を取立てることである。この紀行は、廃藩置県後、行政・警察から独立した近代的な裁判制度が未だ確立せず、代書人・代言人の制度も設けられていない時期に、江戸時代の公事師・公事宿の系譜を引くと思われる、著者上原和兵衛と寺嶋新助が代人、商人宿盛田与左衛門と息子良助が差添となつて、青森県七戸において、山田改一を相手に貸金請求訴訟を遂行した状況が、日時を追つて具体的に詳細に記録されている法制史上希少な史料である。

著者は、貸金取立を依頼した長興登次郎に対して、取立に至る過程とその成果、取立をするまでに要した費用の明細を明らかにして、実費と報酬を貰うための備忘録として、この紀行を書いたと思われる。勿論、和兵衛の文才・画才は、『陸奥紀行』を単なる業務日誌に終わらせないで、審理・取調の状況を絵に描いてそれに短歌を添え、事細かに文章で描写するなど、紀行文としても興味つきないものとしている。

『陸奥紀行』に登場する人物のうち、青森県の人々の多くは、『七戸町史』、『野辺地町史』、『青森県人名大事典』、『青森県歴史』などに記録された、知られている人物である。今後の課題は、貸主側の人物である長興登次郎(霊岸島、元鍋島藩・東京府貴属)、上原和兵衛(信州松本出生、薬罐屋勤務と称する)、寺嶋新助(神田元柳原町)、

海老屋重兵衛(通塩町)、薬罐屋市右衛門(大伝馬町)に関する資料を見出すことであろう。

公事宿は、馬喰町・小伝馬町・大伝馬町に多く、神田などにもあつたという。『旧幕府引継書』(国立国会図書館蔵)に収録された「市中取締類集旅人宿調」・「旅人宿旧記」などを検索しても、今のところ海老屋・薬罐屋は見出せない。しかし、海老屋は、小伝馬町の近くの通塩町にあり、和兵衛が東京を出立する際に同道した清水屋弥兵衛(宇都宮)は海老屋に逗留していたので、商人宿であつたと思われる。薬罐屋は、大伝馬町にあるので、旅人宿<sup>25)</sup>ではあるまいか。宿屋についての明治初期の史料を探索する必要があるが、永井良知『東京百事便』(三三三文房一八九〇年)の「旅人宿」の項には、薬罐屋は出てこないし、海老屋も千束村に見えるが通塩町にはない。長興登次郎、上原和兵衛、寺嶋新助の経歴や子孫についても、現在のところ手掛りはない。

そして、「国際日本文化研究センター」の「民事判決原本データベース」<sup>26)</sup>で検索しても、貸主側の人物は見当たらない。

『陸奥紀行』の登場人物を「民事判決原本データベース」で検索した結果は、次の通りである。山田改一が当事者となつた判決は三件あつた。佐藤文平は青森県で二件、岩手県で十三件、新潟県で一件、宗村光徳は福島県で二件(明治十三年判決)あつた。

それらによれば、改一は、貸金訴訟(明治十年・同二十一年判決)で勝訴し、産馬資金収入要求訴訟(明治十七年判決)では敗訴している

が、経済的に立ち直り、社会的に活躍している様子が窺える。「民事判決原本データベース」に見える文平は、住所が野辺地ではなく三本木なので、同姓同名の他人と思われるが、この文平は、青森県では預け金不渡訴訟（明治十六年判決）の被告、揚代金催促訴訟（明治十七年判決）の原告となつているところから、芸者置屋を営んでいたようである。岩手県・新潟県の文平は、他人であろう。また、宗村光徳は、平民とあるので、青森県七戸支庁長官をした人物ではないと思われる。

「民事判決原本データベース」は、現在のところ、データ入力が総て完了した段階ではないが、上原和兵衛と寺嶋新助の住所地である東京、改一を相手とした青森県、および和兵衛の出生地である長野県のデータなどは入力されているので、彼らが、代言人として活動していれば、検出できると思われる。しかし、和兵衛と新助は、見出せなかった。

ところで、明治五（一八七二）年八月三日の「司法職務定制」、明治六（一八七三）年七月十七日の「訴答文例」（『法令全書』明治六年ノ1・三三〇頁）は、いずれも代言人・代書人の資格を制限していなかった。そこで、明治六（一八七三）年六月十八日制定の「代人規則」（『法令全書』明治六年ノ1・三〇〇頁）により、日本国民の成年者であれば、所定の委任状を作成すれば誰でも代人となることが出来た。その後、明治九（一八七六）年二月二十二日に制定された「代言人規則」（『法令全書』明治九年ノ2・一三五五頁）では、代言人となるに

は地方官の検査を経て免許を得ることが必要とされた。しかし、「代言人規則」布達に、「但四月一日以後代言人無之且本人疾病事故ニテ不得已場合ニ於テハ其至親（父母兄弟又ハ叔父姪）ノ内之二代ルヲ得ヘク若シ至親無之者ハ区戸長ノ証書ヲ以テ相当ノ代人ヲ出ス亦不苦」とあるのを根拠にして、無免許代言人でも代人として訴訟活動を続けることは出来た。そして、代書人は、代書の機能のみが事実上承認されたに過ぎない存在となり、法制度的に承認された職業となるのは、大正八（一九一九）年四月九日公布の「司法代書人法」（大正八年九月十五日施行）からである。明治十三（一八八〇）年五月十三日公布の「改正代言人規則」（『法令全書』明治十三年ノ2・一四七一頁）になると、試験の管轄は司法省へ移り、代言人組合の設立と強制加入制が採用され、無免許代言人も規制の対象となった。しかし、それでも「もぐり」代言人（いわゆる「三百代言」）は、その跡を絶たなかったという<sup>27</sup>。代言人は、明治二十六（一八九三年）三月三日公布の「弁護士法」（明治二十六年五月一日施行）により弁護士となり、横行していた公事師的代言人は、明治末年までには、次第に淘汰されていった<sup>28</sup>。

したがって、和兵衛と新助は、明治十三年の「改正代言人規則」制定までは、無免許でも代人として訴訟行為をすることは出来たし、その後も無免許代言人として活動した可能性もあるう。「民事判決原本データベース」の検索結果は、彼らが判決記録に出るような代人としては活動していなかったことを示しているが、それ

以上のことは、現在のところ分らない。

ここまでは、『陸奥紀行』の紹介論文として、引用した著書・論文の筆者について敬称を省略したが、御寛恕を願うものである。

## 2 本論文を書いた経緯

私が、このような上原和兵衛著『陸奥紀行』の紹介論文を書くに至った経緯は次の通りである。

私は、「古風土記」を研究しているので、平成十四年七月頃は、『常陸国風土記』の最初の本格的な校訂・注釈書である『訂正常陸国風土記』を刊行（天保十年）した西野宣明（水戸藩士、享和三年一月二八日生・明治十五年十二月十二日没）の系譜を調査していた。その過程で、宣明の「いとこ」（宣明の実母の妹の娘三田三保子。花朝尼とも云う。）が記録した『箱館日記』（安政三年二月六日～同年四月三十日）を、山崎栄作氏が翻刻して自費出版（平成九年）していることを知り、同氏から購入した。その際、同氏から翻刻・刊行中の「近世北日本紀行集」の中に「借金取り旅日記」があるが、興味はないかと聞かれたので、ぜひ読みたいと答えたところ、『陸奥紀行』を贈呈された。

『陸奥紀行』が、郷土史・民俗学・法制史研究者などによってどのように紹介をされているのか調べたところ、法制史上の研究対象とはなっていないようなので、『陸奥紀行』の紹介論文を書き始め、平成十四年十月十四日脱稿した。この論文は、盛田稔青森大

学名誉教授（郷土史研究者）を通じて、『青森県史研究』に投稿した。しかし、『青森県史研究』からは、執筆を依頼した研究者の論文以外は掲載しないという理由で断られ、未発表のままとなっていた。そこで、平成十五年六月、司法研修所同期（二十三期）の草野芳郎広島高等裁判所判事を介して、石井紫郎東京大学名誉教授に論文を見ていただき、次の二点について教示を受けた。

第一点は、『陸奥紀行』原本により内容を確認し、正確な紹介をすること。これについては、翻刻者山崎氏から原本コピーを借用して、同氏による翻刻の誤字・脱字などを訂正した。第二点は、石井氏のかつての勤務先「国際日本文化研究センター」が作成した「民事判決原本データベース」に、『陸奥紀行』の登場人物が出てくる可能性があるもので、利用許可証を取得して検索することであった。

これに基づき、初稿を補訂したのが、今回の稿である。石井氏からは、資料紹介に当たった基本と、法制史に関する論文作成に当たって欠かせない「民事判決原本データベース」の存在とその利用などについて指導を受けることが出来、深く感謝する次第である。

なお、戸籍が、判決原本と同じく保存されて学術研究のために公開されれば、上原和兵衛など『陸奥紀行』に登場した人物を探し出し、その履歴を調査・研究することは可能である。しかし、戸籍は、保存期間（八十年）を過ぎて廃棄処分になっているものも

多く、また、公開が極めて制限されている。戸籍も判決原本と同様に貴重な歴史資料であり、文化遺産である。今、保存期間を過ぎた戸籍の永久保存とその利用を制度として確立しておかないと、後世に悔いを残すことになる。

(24) 前掲『野辺地町史』通説編第一巻・五二六頁。野辺地町史編纂刊行委員会編『野辺地町史』通説編第二巻(野辺地町一九九七年)・六五〇～六五五頁

(25) 永井良知『東京百事便』(三三三文房一八九〇年・フジミ書房一九九九年)・七一九～七四四頁

(26) 「民事判決原本データベース」は、石井紫郎氏をはじめとする法学・法制史研究者が中心となって、最高裁判所によって廃棄処分されようとした貴重な文化遺産である民事判決原本を国立公文書館において保存することに成功し、それをデータベース化して「国際日本文化センター」のホームページに載せ、インターネットを通じて利用出来るようにしたものである。

民事判決原本の保存運動の経緯ならびに民事判決原本と「民事判決原本データベース」の利用方法については、林屋礼二・石井紫郎・青山善充・編『図説判決原本の遺産』(信山社一九九八年)と林屋礼二・石井紫郎・青山善充・編『明治前期の法と裁判』(信山社二〇〇三年)に詳しいので、参照され

「明治初年のある公事師の貸金取立旅日記―上原和兵衛『陸奥紀行』(明治四年十月十四日～明治五年五月九日)の紹介―

たい。

(27) 瀧川政次郎『公事師・公事宿の研究』(赤坂書院一九八四年)・七四頁

(28) 村上博「近代日本の在野法曹とその評伝―明治九年代言人規則から昭和八年弁護士法まで―」(『日本法曹界人物事典』別巻解説・人名索引、ゆまに書房一九九六年)・五二一～五三三頁

〔史料一〕 訴状(明治五年申年二月付)

乍恐以書附御訴訟奉申上候

東京府貫属、長興登次郎代、寺島新助奉申上候。相手当所下町山田新七事改一義、去々明治三年三月申、於東京、無抛金子入用之義出来致候間、貸呉候様申二付、則証書取置貸遣し候処、期月二至り返済無之候間、同年十一月中より代重兵衛、和兵衛を以、及催促候処、彼是申延而已いたし居り、終二月迫二及、野辺地町佐藤文平と申者を以申向候二は、改一義先頃より種々金策仕居候得とも出来不申。然ル上は証書二載置候通り、家屋敷相渡可申より外手段も無之。就而は、右改一義他家より養子二相成候者二而、今般退転仕候而は、親類へ対し何ら申訳相立不申旨、種々相歎候二付、不見忍我等立入候間、来ル未ノ三月迄相待呉候趣申二付、任其意、則文平より別証取置。依而三月中より十二月中迄之利金并往来入費宿料共勘定而已二而、元金請取不申相帰り申候。然る

処、期月に至り重兵衛義病氣二付、催促段々延引仕候間、今般私

差向、去十一月中より逗留罷在り、文平方へ罷越候処、他行之趣

依而別宿帰宅相待居候処、同十二月十六日夜帰宅之趣承知仕候二

付、翌朝罷越及掛合二候処、文平申聞候二は、私義長々留守之事

故、帳合等も拾置候程二而、彼は諸用相嵩居候間、片付次第七戸

へ罷出、改一へ談事之上挨拶可致候間、同所二おゐて相待呉候様

申二付、立帰り相待居候得とも、有無之挨拶も無之候二付、度々

文平方へ書中を以、申遣し候得とも、さらに返事無之。依之、正

月廿三日態飛脚を以申遣し候処、留守之由二而逢呉不申、空敷罷

帰り候。然二同廿六日文平方より書状を以申越候二は、病氣二而無

沙汰仕、就而は一昨年重兵衛、和兵衛へ引合証書差入置候義二付、

私へは答難出来、和兵衛へ挨拶可致杯と申来り候二付、幸、今般

和平同道仕居候間、二月朔日、同人野辺地町へ遣し候処、文平品

能く申延而已致し居、何れ四日迄二ハ急度七戸へ罷出、改一へ談

事之上御返事可申上旨申二付、和兵衛罷帰り、折角待居候得とも

今以参り呉不申、甚々惘果候次第二御座候。可相成丈御上様へ不

奉申上、神妙二請取可申と、是迄逗留罷在候得とも、一向埒明呉

不申。甚々難渋至極二奉存候。乍恐御訴訟奉申上候間、何卒格別

之以御威光、相手改一御呼出し之上、早々濟方可致様被仰付被成

下置度様、其筋様へ宜敷被仰上被下度奉願上候 已上

長興登次郎代

寺島新助 印

二月 宿

盛田与左衛門 印

市長

副市長

御中

記

一金三百両也

七戸下町

新七事 山田改一

去未正月より当申二月迄

利金五拾貳両貳分 但し本月より十二月迄利金相済

一金貳拾五両也

往来入費

当所宿料十一月廿八日より壹人

一ト泊り一ト昼度銀十五匁ツ、

外ニ証文之写を添へて出すなり

下町ニ而大塚屋事

市長

盛田安兵衛

本町

東京府貫属

副市長

盛田与左衛門

郵伝掛り

外二古籍調役兼

下町舟木屋御用達也

同断

山本儀兵衛

市役詰

同町浜中屋太物店

同

浜中幾次郎

御用達本陣なり

同町大塚屋酒造薬店也

同

盛田喜平次

同町福田屋

質屋万屋なり

同

福田善八

郵伝掛り

新町糶屋農家

同

小原甚兵衛

郵伝掛り

以上

〔史料二〕 訴状（明治五年壬申年三月五日付）

乍恐以書附御訴訟奉申上候

東京府貫屬、長興登次郎代、寺島新助、上原和兵衛右兩人奉申上候。相手当所下町山田新七事改一義、去々明治三年三月中、於東京、無拠金子入用之義出来いたし候間、貸呉候様申二付、則証書取置貸遣し候処、期月二至り返済無之候間、同年十月中より代重兵衛、和兵衛を以、及催促候処、彼是申延而已致し居。終二及月迫二、野辺地町佐藤文平と申者を以申向候二は、改一義先頃より種々金策仕居候得とも出来不申、然ル上は証書二載置候家屋敷相渡シ可申より外手段も無之。就而は、右同人義他家より養子二相成候者二而、今般退転仕候而は、親類へ対し何分申訳相立不申旨、種々相歎候二付、不見忍我等立入候間、来ル未三月迄相待呉候趣申二付、任其意、則文平より別証取置。依而三月中より十二月迄之利金并二往來入費宿料とも勘定而已二て、元金請取不申相歸り申候。然ル処、期月に至り重兵衛義病氣二付、催促段々延引仕候間、今般私差向、去十一月中より逗留罷在り、文平方へ罷越し候処、他行之趣、依而別宿帰宅相待居候処、同十二月十六日夜帰宅之趣承知仕候二付、翌朝罷越し及掛合候処、文平申聞候二は、私義長々留守之事故、帳合等も捨置候程二而、彼是諸用相嵩居候間、片付次第七戸へ罷出、改一へ談事之上挨拶可致候間、同所二おゐて相待呉候様申二付、立歸り相待居候得とも、有無之挨拶も

無之候二付、度々文平方へ書中を以、申遣し候得とも、更々返事無之。依之、正月廿三日態飛脚を以申遣し候処、留守之由二而逢

願上様ニ奉存候得とも、何卒御仁恤を以、請人文平并ニ本人改一御呼出御裁判被成下置度、此段奉願上候。以上

吳不申二付、空敷罷歸り候。然ルに同廿六日文平方より書状を以申越候ニは、病氣ニ而無沙汰仕、就而は一昨年重兵衛、和兵衛へ引

明治五壬申年三月五日 宿 盛田与左衛門

合証書差入置候義に付、私へは答難出来、和兵衛へ挨拶可致杯と申来り候二付、幸、今般和兵衛同道仕居候二付、二月朔日、同人

元鍋島藩東京府貫属 長興登次郎代

野辺地町へ差遣し候処、文平品能申延而已致し居、何れ四日迄ニは急度七戸へ罷出、改一へ談事之上御返事可申上旨申二付、和平

同 寺島 新助

罷歸り、折角待居候得とも今以参り吳不申、甚々惘果候次第二御座候。可相成丈御上様へ不奉申上、神妙ニ請取可申と、是迄逗留

青森県七戸支庁 御中

罷在候得とも、一向埒明吳不申。依之、其段先月十二日朝、市役所へ願上差扣罷在候処、同八ツ時頃、右役所より早々可罷出旨申

記

二付、罷出候処、市長安兵衛殿申聞ニは、只今改一呼寄相談事候処、同人相答候ニは、長興登次郎代寺島新助杯と申者ハ一向存知

明治三年三月廿二日証文 一金三百両也 七戸下町 新七事山田改一

不申。尤、去々午年長興より借用ハ仕居候得とも、右は一昨年之名代重兵衛、和兵衛参り候節、文平請合引請ニ相成候儀ニ而、私

未年正月より当申三月迄 利金五拾六両壹分 但し本月より午十二月迄相済申候

方ハ毛頭掛り合無之事ニ候。今般私相手杯と申は以之外之次第第二御座候。且文平儀は当十八日までニは私方へ罷越候筈二付、同人

一金貳拾五両也 往來入費

より濟方ニ可及。改一二おゐてハ掛り合無之と申出候間、一ト先文平方へ御懸合可被致と申而、願書御差戻しニ相成候。依之、文

当所宿料未十一月廿八日より壹人一ト泊り 昼共二付銀拾五匁ツ、

平当所へ出向候哉と折角待居候得とも、今以参り不申。此上は不得止事、元七戸県會計方箱石忠藏殿奥印代も御座候間、恐も不願

金子借用証文之事

一、金三百兩也

右之通要用ニ付 於東京致借用髓ニ請取候条実正ニ御座候 利足之儀は月元金貳拾兩ニ付利金壹歩ニ相定 返済之儀ハ来ル四月晦日限り 於東京此印紙引替元利取揃相渡し可申候 右引宛拙者居宅建家表口小間四間 裏行拾六間疊建具仕付候 家屋敷并土蔵四間に七間壱ヶ所 同式間二三間一ヶ所 外ニ有品掛屋敷田畑所持之分 旅宿故沽券状持參無之候得とも書入申候間 右日限違約候ハハ五月朔日爰許出立貴殿代人同道致帰国 貴殿方にて所之者へ御具払 元利并貴殿代人往返入費共可致請取候 為後日証仍而如件

明治三年午三月廿二日

借用人

陸奥国北郡七戸町

山田屋新七 印

請人

同三戸郡三戸町

種屋 炭蔵 印

長興登次郎殿

前書之通相違無之候 新七義ニ付如何様之事件出来并金及兼候節は 拙者引請聊御迷惑相懸申間敷候 為後証奥書依而如件

七戸藩 會計方

箱石忠蔵 印

証

一 七戸町山田屋新七殿当三月 於東京長興登次郎殿より 金三百兩借用いたし候ニ付 七戸藩箱石忠蔵殿名印之奥書証紙差入置候処 此度拙者立入貴殿へ頼談ニ及 本月より今月迄之利金并諸入費金相渡 元金来未ノ年三月中元利共急度返済可仕候事 拙者引請取計期月ニ至り貴殿御出張之砌 前書証書并此証書を以 金子引替貴殿へ聊御迷惑相掛申間敷候 為後日之依而如件

明治三年庚午十二月

斗南藩支配所

野辺地町

佐藤屋文平

海老屋重兵衛殿

和兵衛殿

証

一 七戸町山田屋新七殿へ当三月於東京 七戸藩箱石忠蔵殿名印之奥書証紙を以 長興登次郎殿より金三百兩也貸渡候処 此度貴殿立入 別紙証紙を以延月及頼談候ニ付 其旨致承知 本月より今月迄之利金并諸入費金共請取元金来未之年三月迄相待申候 期月ニ至拙者罷下り前書証紙式数引替元利共請取申候定 為後日如件

明治三年午十二月

海老屋 重兵衛

「明治初年のある公事師の貸金取立旅日記」上原和兵衛『陸奥紀行』（明治四年十月十四日、明治五年五月九日）の紹介

和兵衛

斗南藩支配所

野辺地町

佐藤屋文平殿

青森県七戸出張所

官員

権大属長官

宗村光徳

権小属

三浦清一

史生

大芦幸佐

等外一等

松岡長貫

等外二等

中丸敬美

等外三等

稲城忠照

等外三等

荒木治政

捕亡

柴 恒玄

以上

〔史料三〕審理(明治五年三月二十日)

玄關広間へ長官様御出座。外二役人耆人り捕亡耆人居並ひて、善兵衛耆人御呼込二相成被仰渡二ハ、其方昨日願書差出候趣ハ、東京十兵衛、和兵衛へ貸金有之趣。然るに、此度新助、和兵衛兩人之者、願書候義二取からみ候義、如何之筋仰けれハ、善兵衛何か

御答申上候処、其義ならば、斗南役人より願書可申答、其方之願べく筋二無之差越しと申者也。斗南役人之証書もなく、就而ハ五戸出張所より之添書なけれバ、取上がたしと仰せ在りけれバ、善兵衛何か小声にて申上候様子。然るニ、長官様大音にて押而願二寄而ハ、其方義、一応吟味いたす筋も有之候得とも、支配違之者故捨置也。早々下がれと被仰て、願書御下ケ戻しニ相成。善兵衛ハ青く成て、小使部屋へそ下りける。爰ニ、改一義ハ部屋ニ扣へて伺ひ居りけるに、善兵衛之始末を聞。是又、相違いたしけれバ、只、眼こをばちくいたし居りけるこそ、ここちよし。然るに、捕亡来りて、善兵衛たば粉呑まんとする処を追立、また改一義も善兵衛を引連早々帰るべし、止宿いたさせ置候事なりがたく、早速追払ひ可申旨被仰付。兩人ともほふくの体ニ而帰行。依而、捕亡方ハ兩人之もの門外へ出るまで、跡をにらみ、姿見へざりけれバ、座敷へ御帰り、其段重役様へ申上候様子なり。扱、御呼込二相成罷出候処、次席之御役人名前御尋在りて仰二ハ、長興登次郎ハ帰商致候歟、士族歟、貫属かと仰けるニ依而、寺島御答申上る。貫属ニ御座候。又、仰二ハ何役を勤在ると被仰候。当時御役ハ不仕と申上る。又、被仰けるハ住所ハと御尋被成候。寺嶋御答申上る。霊岸島ニ住居仕候。私義ハ、第九区神田元柳原町十式番地ニ住居仕候也と、答申上げ。次ニ和兵衛義ハと、御尋在りけるニ寄、我等御答申上候二ハ、信州松本出生之者ニ御座候。大伝馬町、葉罐屋市右衛門方ニ勤仕居候と答申上ル。御聞在りて

逸々御扣へ被遊。善兵衛義、十兵衛、和兵衛へ貸金有之誼申出るなり、何等之筋哉と御尋在りける二寄、御答申上る。其義、私、十兵衛一昨年当国へ罷下り候節、斗南様商方御役人新井様、鈴木様被仰聞二は、商法相立申度趣、重兵衛へ御談示有之。其許兩人骨折呉候上は、利分高之内に而、式分方兩人之者へ可遣。依而、只今、千五百両金有之二付、東京ニおゐて右を差金ニいたし、四五千両之品物送り呉候ハ、早速此方よりも国産を積登セ可申。然る上は、双方之弁利なる事なりと、被仰聞候二付、御請申上。依之、鈴木様御登り二相成。其節、善兵衛儀は供いたし参り。然る処、右商法取組咄し致し置候処、延引いたし候趣、幸ひ、此度三戸より、大坂屋瀧四郎と申商人登り来り候二付、此者と同道いたし商法不致間、其方引合候義ハ、相断可申と仰在りて御断二相成。其節、善兵衛義は御暇ニ相成候。然る処、善兵衛申二は、旦那様を暇ニ相成居処、無之趣申二付、止宿為致置候処、私儀、金子百両所持致し居候間、何卒品物世話いたし呉候様申二付、懇意之店へ咄し致、相断取極り候処、善兵衛申二は、只今、手元ニ金子無之お屋敷様ニ有之候間、品物持参之上ならでハ、金子請取ニ参る事出来がたく杯と申二付、右商内はだんニ相成、私義も、迷惑いたし居候。然るに、善兵衛義帰国いたし度候得ども、路金無之、難澁之趣申二付、其節、五両金貸遣し候義ニ而、彼より壹錢も借用は無御座と申上けれハ、廉々御書留ニ相成。次ニ長官様仰ける二は、一体、此金子ハ何等之入用と申て借りニ参り候哉と、

御尋在りける二寄り、御答申上る。山田改一と申者ハ一切存知不申候処、盛岡鍛冶町ニて鍵屋定八と申ハ、兼而知り人ニ有之候処、同人を以、申向候二ハ、七戸山田屋新七ト申者、此度、一かたならぬ義出来、金子三百兩是非とも入用ニ付、貸被下度。身元ハ髓之者ニ而、家屋敷田畑共書入ニ為致可申。沽券は国本ニ有之候得は、地頭所、會計方之奥印を以、髓ニ御引請可申候間、貸遣し被下度、頼むニ付、相違ノ義も有之間敷と存じ、貸渡し候と御答申上けれハ、何等之儀ニ遣ひ候哉と御尋在りけるニ依而、金子之義ハ、何等之筋ニ遣ひ候事ハ、一切弁ひ不申と御答申上る。然るに、証文持参在るやと御尋在りけるニ依而、持参仕居候也と申上。則証文并ニ文平之証紙とも差上る。御一覽在りて、箱石之直筆なりといふて、さ、やく御声聞へけり。是迄、何故手間取逗留ニ相成候哉と、御尋在之候ニ付、改一義は不法を申募り取敢不申。文平義ハ度々掛合ニおよひ候得共、終ニ他行いたし出向呉不申。善兵衛義は横合より難題を申掛ケ、彼ら三人ニ而、事を工ミ馴合居。段々逗留ニ相成不得止事。御上様へ御厄介ニ相成恐入候也と申上る。然る処、種屋炭蔵と申者如何と御尋在りけるニ依而、申上候二ハ、本書証人之義ニ付、度々掛合ニおよひ居。尚又、先達而、態、飛脚を以、申遣候処、何れニも御同意可仕と申而、則、書状持参仕居候と申上る。始末御聞取在りて、長官様被仰聞候二は、改一、文平早々呼出し吟味いたし、濟方申付ると被仰聞候二付、難有御礼申上る。又、長官様被仰二は、外に売用在ツて下り居候

哉。また、始めてなるやと御尋在りけるニ依而、寺島御答申上ル。外ニ売事無御座一件而已ニ罷下り、私義ハ此度初而ニ御座候。

付毛頭委曲不奉申上候 乍恐此段奉申上候 以上

明治五壬申四月十二日

元鍋島藩

東京府貫属

長興登次郎代

上原和兵衛

同

寺島 新助

青森県

七戸

御役所

記

明治三年三月廿二日証文

一、金三百両也

未年正月より当申三月迄

利金 五拾六両壹歩

但し本月より午十二月まで利金相済申候

一、金貳拾五両也 往來入費

一、金六拾五両貳歩

未十一月廿八日より申四月十一日迄日数百三十一日

但し尅人ニ付尅泊り尅昼共銀拾五匁ツ、

メ金、四百四拾六両三歩

て、其方義、東京之客人土地馴ず、又善兵衛不法之義申出候も難斗、其方ずひぶん心附可遣、若不法申出手ニ余り候ハ、早速申出べく。尚又、其方逆も東京へ罷登り候得は、また世話なり御互之事ニ候間、随分気を附可遣様と仰渡され、追て沙汰いたすべく間今日ハ引取べくと仰られ、難有御請申上、引取帰りける。

〔史料四〕 済口証文 (明治五壬申年四月十二日付)

乍恐奉申上候事

去ル明治三年三月 於東京長興登次郎より当町山田新七事改一え金子貸付候ニ付 為名代私共右貸方証文持参 去未十一月廿八日当着仕 当三月迄掛合ニ及候得とも返済無之ニ付 乍恐御扱奉願上候処 早速御取扱ニ相成 今日別紙之通り儘ニ請取証文相渡一切出入無御座安心仕 誠ニ以難有仕合ニ奉存候 以後右事件ニ

右之通り儘ニ請取証文相返申候 已上

明治五壬申四月十二日

元鍋島藩

東京府貫屬

長興登次郎代

上原和兵衛

同

寺嶋 新助

青森県

七戸

御役所

覚

一、金貳拾五両也 往来入費

一、銀三貫九百三拾匁

未十一月廿八日より申四月十二日迄日数百三十一日

但シ壱人ニ付壱泊り壱昼共銀拾五匁ツ、

此金六拾五両貳分

二口合 金九拾両貳分

但し山田改一殿差引ニ付逗留中入費

右之通儘ニ請取申候 已上

明治五壬申年四月十二日

長興登次郎代

寺嶋 新助

同

上原和兵衛

野村徳次郎殿

(平成十四年十月十四日初稿・同十五年十一月三十日補訂)

〔追記〕 平成十五年十二月十八日、山崎榮作氏から、寺嶋新助の出生地は長野県木曾郡木祖村のようだという連絡が入った。『木祖村誌 源流の村(上)』(木祖村誌編纂委員会・平成十三年三月編集発行)を調べたところ、「寺嶋新助」の項(同書四二六頁)に、「藪原宿における文化の一面を知る史料として、木祖村郷土館が所蔵する「新助旅日記」(口絵写真参照)がある。：明治四年(一八七二)十月奥州(陸奥国)路を旅したときに記した絵入りの旅日記である。原本は「陸野記卷之壱」と「陸野記卷之二」の二部からなっている。旅の目的は定かではないが、ユーモラスな挿絵とともに達筆な文章は、当時の旅の様子を彷彿とさせる。寺嶋新助は、小松屋六代新四郎正幸の兄弟か、本陣十二代の寺嶋十右衛門正光ではないかと思われる。」とあった。詳細は、更に調査の上、報告したい。

(平成十六年一月十二日追記)

〔明治初年のある公事師の貸金取立旅日記―上原和兵衛「陸奥紀行」(明治四年十月十四日、明治五年五月九日)の紹介―

三三五(一四三)